

## 学校において予防すべき感染症の種類

分類	対象疾患
第一種	<p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）</p>
第二種	<p>インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）                      百日咳                      麻疹                      流行性耳下腺炎                      風しん                      水痘                      咽頭結膜熱                      新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）                      結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p>
第三種	<p>コレラ                      細菌性赤痢                      腸管出血性大腸菌感染症                      腸チフス                      パラチフス                      流行性角結膜炎                      急性出血性結膜炎その他の感染症</p>

（学校保健安全法施行規則第十八条）

※学校保健安全法施行規則一部改正 令和5年5月8日より施行